

上海市工商行政管理局 「中国(上海)自由貿易試験区企業年度報告公示弁法(試行)」および 「中国(上海)自由貿易試験区企業経営異常リスト管理弁法(試行)」

トランザクションバンキング部

上海市工商行政管理局は、2014年3月3日付で「中国(上海)自由貿易試験区企業年度報告公示弁法(試行)」「中国(上海)自由貿易試験区企業経営異常リスト管理弁法(試行)」の印刷発行に関する通知(滬工商管〔2014〕49号、以下「49号通知」)を公布し、即日施行しました。

1. 背景

今年から、従来の「企業年度検査」が廃止され、代わって「企業年度報告公示」が導入されることが国務院¹、国家工商行政管理総局²により決定されています。49号通知はこの決定を踏まえ、中国(上海)自由貿易試験区企業(以下「試験区企業」)の年度報告公示手続を規定するものです。

2. 中国(上海)自由貿易試験区企業年度報告公示弁法に関する内容

試験区企業に対して、以下の要領に従って企業年度報告公示を行うことを要求するものです。

(1) 報告方法と報告期限； オンラインで報告 6月30日期限

- ▶ 上海市人民政府が発行する「法人一証通」³のデジタル証書を用いて上海市工商行政管理局ポータルサイト(www.sgs.gov.cn)にログインし、オンラインで報告記入を行います。
- ▶ 毎年3月1日から6月30日までの間に前年度の年度報告を実施する必要があります。

(2) 報告内容

- ▶ 企業法人の場合、登記備案(届出)事項、登録資本払込状況、資産状況、営業運営状況、企業従業員数および連絡方式などの報告が求められています。
- ▶ インターネット経営に従事する企業の場合、上記に加えてホームページ或いはインターネット店舗の名称、ホームページアドレスなどの情報も報告する必要があります。

(3) 年度会計監査報告の提出； 登録資本金20百万元以上、年間売上20百万元以上などの場合必要

- ▶ 以下のいずれかに該当する企業は、上記オンライン報告に加え、さらに会計士事務所の発行した年度会計監査報告も提出しなければなりません。

¹登録資本登記制度改革方案(国務院 国発〔2014〕7号 2014年2月9日公布；詳細は当行発行の実務・制度ニュースレター第91期をご参照ください)

²企業年度検査業務の停止に関する通知(国家工商行政管理総局 工商企字〔2014〕28号 2014年2月19日公布)

³上海市人民政府が2012年12月から開始。企業法人の行政事項オンライン申請等に用いる。詳細は「上海市法人一証通」(法人ネット統一認証システム)ホームページ(www.962600.com)参照。

【図表 1】 年度会計監査報告の提出が義務付けられている企業

- 上場会社
- 国有独資会社および国有持株会社
- 引受登録資本金が 2,000 万元以上 (2,000 万元を含む) の会社
- 一年間の売上 (営業) 収入が 2,000 万元以上 (2,000 万元を含む) の会社
- 金融、証券、先物、保険、投資、保証、験資 (資本金払込検査)、資産評価、小口ローン、不動産開発、不動産仲介、留学仲介、教育研修 (コンサルタント)、出入国仲介、派遣労務仲介、企業登記代理、廃品回収・中古品購入、民生用爆発物品、花火爆竹、建築施工などの経営活動に従事する会社制企業。

3. 中国 (上海) 自由貿易試験区企業経営異常リスト管理弁法に関する内容

一定基準に該当する試験区企業を「経営異常リスト」に記載、公示することを定めています。

(1) 企業経営異常リストとは

- 工商行政管理機関が以下の掲載基準に該当する企業の状況を収集し、上海市工商行政管理局のポータルサイトの企業信用情報公示システムに記載し、社会に対して公示するものです。
- 経営異常リストは公示により公衆の閲覧に供されるだけでなく、関連政府部門で共有され、今後の企業および企業責任者の各種活動に様々な制限を与えることが想定されています (脚注 1 に記載の国务院公布の国発 [2014] 7 号による)。

(2) リストへの掲載基準

以下のいずれかに該当する場合、経営異常リストに記載されます (第六条)。

- ① 規定の期限どおり (毎年 3 月 1 日から 6 月 30 日まで) に年度報告公示義務を履行しない
- ② 住所 (経営住所) を通じて連絡が取れない
 - 住所 (経営場所) とは、法に基づいて登記され営業許可証に記載された法人企業の「住所」、非法人企業の「営業場所」、パートナーシップ企業の「主要営業場所」、個人独資企業の「住所」および企業分支機構の「営業場所」を指すとされています (第十八条)。
 - 工商行政管理機関は、以下の事象が発生したときに現場検査または郵送の形式で住所確認を行います (第七条)。
 - ✓ 企業が新規設立あるいは住所 (経営場所) を変更する場合
 - ✓ 工商行政管理機関が住所 (経営場所) を通じて企業と連絡が取れない場合
 - ✓ 公民、法人等から住所 (経営場所) を通じて連絡が取れないとの通報があった場合
 - 確認書発送から 15 日以内に、企業から法定代表者 (責任者) のサインまたは押印のある確認書返送が行われない場合、「連絡が取れない」と看做されます (第八条)。

(3) リストからの記載抹消基準

以下のいずれかに該当する場合、経営異常リストから記載抹消されます (第九条)。

- ① 年度報告公示義務を履行する
- ② 住所 (経営住所) 変更登記を実施する、あるいは工商行政管理機関の検査により事実が証明される

(4) リストへの永久記載と、嚴重法規違反企業リスト (ブラックリスト) への記載

- 企業が連続 3 年にわたり経営異常リストに記載された場合、その企業は経営異常リストに永久記載となり、永久記載された事実が公示される (第十二条、第十四条) とともに、また、嚴重法規違反企業リスト (「ブラックリスト」) に記載され公示されます (第十五条)。
- 経営異常リストに永久に記載された企業に対し個人責任を負う法定代表者 (責任者) は、永久記載から 3 年間、他の企業の法定代表者 (責任者) を務めることはできません (第十五条)。

4.影響

今回の49号通知は中国（上海）自由貿易試験区の企業を対象としたものですが、元々「企業年度報告公示」や「経営異常リスト」は中国全土での展開が予定されているものであり、本件は他地域での展開の際のモデルになりうるという意味でも重要な位置づけを持つものです。

企業にとっては、「営業許可証に記載した登記上の住所と実態の経営場所連絡が異なり、郵送での住所確認にも15日以内に対応できない」などといった場合には、経営異常リストに記載されるリスクが高くなる点に特に注意する必要があります。

また、正式な清算手続きを踏まない実質休眠などの状況が将来的に経営異常リストへの永久記載・公示と嚴重法規違反企業リストへの記載・公示という事態を招く可能性も想定されます。

企業への影響度合いは、当局による実務運用により異なってくると思われ、今後が注目されます。

以下は、中国語原文と日本語対訳です。

中国語原文	日本語対訳
<p>上海市工商行政管理局关于印发《中国(上海)自由贸易试验区企业年度报告公示办法(试行)》、《中国(上海)自由贸易试验区企业经营异常名录管理办法(试行)》的通知 沪工商管(2014)49号</p> <p>自由贸易试验区分局： 现将《中国(上海)自由贸易试验区企业年度报告公示办法(试行)》、《中国(上海)自由贸易试验区企业经营异常名录管理办法(试行)》印发给你们，请遵照执行。 上海市工商行政管理局 2014年3月3日</p>	<p>上海市工業行政管理局「中国(上海)自由貿易試験区企業年度報告公示弁法(試行)」「中国(上海)自由貿易試験区企業經營異常リスト管理弁法(試行)」の印刷発行に関する通知 滬工商管〔2014〕49号</p> <p>自由貿易試験区分局： 「中国(上海)自由貿易試験区企業年度報告公示弁法(試行)」「中国(上海)自由貿易試験区企業經營異常リスト管理弁法(試行)」をここに印刷発行するので、遵守執行されたい。 上海市工商行政管理局 2014年3月3日</p>
<p>中国(上海)自由贸易试验区企业年度报告公示办法(试行)</p> <p>第一条(目的依据) 为进一步转变政府职能，推进企业信用信息公示，强化社会监督，依据《中华人民共和国公司法》、《中国(上海)自由贸易试验区总体方案》、《中国(上海)自由贸易试验区管理办法》和《国家工商行政管理总局关于支持中国(上海)自由贸易试验区建设的若干意见》的有关规定，结合中国(上海)自由贸易试验区(以下简称试验区)实际，制定本办法。</p> <p>第二条(适用范围) 试验区内领取营业执照的企业法人、非法人企业及其分支机构(以下统称企业)的年度报告公示，适用本办法。</p> <p>第三条(定义) 本办法所称企业年度报告公示，是指试验区内企业应当在每年3月1日至6月30日，通过电子身份认证登录上海市工商行政管理局门户网站(www.sgs.gov.cn)的企业信用信息公示系统向工商行政管理机关报送上一年度年度报告后，向社会公示。</p>	<p>中国(上海)自由貿易試験区企業年度報告公示弁法(試行)</p> <p>第一条(目的依拠) さらに政府の職能を転換し、企業の信用情報公示を推進し、社会監督を強化するため、「中華人民共和国会社法」「中国(上海)自由貿易試験区全体方案」「中国(上海)自由貿易試験区管理弁法」および「国家工商行政管理総局の中国(上海)自由貿易試験区建設を支持する若干意見」の関連規定に基づき、中国(上海)自由貿易試験区(以下「試験区」)の実態に合わせ、本弁法を制定する。</p> <p>第二条(適用範囲) 試験区内で営業許可証を取得する企業法人、非法人企業およびその分支機構(以下すべて「企業」)の年度報告公示に対し、本弁法を適用する。</p> <p>第三条(定義) 本弁法にいう企業年度報告公示とは、試験区内企業が毎年3月1日から6月30日までの間に、上海市工商行政管理局ポータルサイト(www.sgs.gov.cn)の企業信用情報公示システムへ電子企業認証ログインを介して工商行政管理機関に前年度の年度報告を行った後、社会に公示することを指す。</p>

<p>当年设立登记的企业，自下一年起报送并公示年度报告。</p> <p>第四条（年度报告信息公示） 企业法人的年度报告信息包括登记备案事项、注册资本缴付情况、资产状况、营运状况、企业从业人数及联系方式等。 非法人企业的年度报告信息包括登记备案事项、资产状况、营运状况、企业从业人数及联系方式等。 企业分支机构的年度报告信息包括登记备案事项、营运状况、联系方式等。 上述企业中，从事网络经营的企业还须申报网站或者网店名称、网址等信息。</p> <p>第五条（审计要求） 属于下列企业之一的，还须提交会计师事务所出具的年度审计报告： （一）上市公司； （二）国有独资公司和国有控股公司； （三）认缴注册资本在 2000 万元以上的公司； （四）全年销售（营业）收入在 2000 万元以上（含 2000 万元）的公司； （五）从事金融、证券、期货、保险、投资、担保、验资、评估、小额贷款、房地产开发、房地产经纪、留学中介、教育培训（咨询）、出入境中介、外派劳务中介、企业登记代理、废旧物资收购、民用爆炸物品、烟花爆竹、建筑施工等经营活动的公司制企业。 鼓励其他企业按照自愿原则提交年度审计报告。</p> <p>第六条（信息公示责任） 企业对年度报告信息的真实性、合法性负责。</p> <p>第七条（年报公示程序） 企业年度报告实施电子化网上报送方式，即企业使用电子身份认证实现网上提交、公示和存档，流程如下：</p>	<p>当年設立登記した企業は、次年度から年度報告ならびに公示を行う。</p> <p>第四条（年度報告情報公示） 企業法人の年度報告情報は登記備案（届出）事項、登録資本払込状況、資産状況、営業運営状況、企業従業員数および連絡方式などを含む。 非法人企業の年度報告情報は登記備案事項、資産状況、営業運営状況、企業従業員数および連絡方式などを含む。 企業分支機構の年度報告情報は登記備案事項、営業運営状況、連絡方式などを含む。 上述の企業のうち、インターネット経営に従事する企業は上記のほか、ホームページ或いはインターネット店舗の名称、ホームページアドレスなどの情報も報告しなければならない。</p> <p>第五条（会計監査要求） 以下のいずれかに属する企業は、さらに会計士事務所の発行した年度会計監査報告も提出しなければならない。 （一）上場会社； （二）国有独資会社および国有持株会社； （三）引受登録資本金が 2,000 万元以上（2,000 万元を含む）の会社； （四）1 年間の売上（営業）収入が 2,000 万元以上（2,000 万元を含む）の会社； （五）金融、証券、先物、保険、投資、保証、験資（資本金払込検査）、資産評価、小口ローン、不動産開発、不動産仲介、留学仲介、教育研修（コンサル）、出入国仲介、派遣労働仲介、企業登記代理、廃品回収・中古品購入、民生用爆発物品、花火爆竹、建築施工などの経営活動に従事する会社制企業。 その他の企業も自発的に年度会計報告を提出することを奨励する。</p> <p>第六条（情報公示責任） 企業は年度報告情報の真実性、合法性に責任を負う。</p> <p>第七条（年度報告公示フロー） 企業年度報告に電子化インターネット報告方式を実施する、すなわち企業は電子企業認証を使用してネット上で提出、公示および文書保存を行う。フローは以下の通り。</p>
---	---

(一) 登录。企业登录上海市工商行政管理局门户网站(www.sgs.gov.cn), 凭法人一证通数字证书登录用户界面。

(二) 填写。企业登录用户界面后点击“填写年度报告”按钮。网上申报系统将自动显示企业年度报告表式。年度报告由企业在线填写。

(三) 报送。企业确认填写内容准确完整后点击“提交”按钮。

(四) 公示。企业年度报告提交后, 相关年度报告信息在企业信用信息公示系统向社会公示。

企业报送年度报告无需缴纳费用。

第八条 (信息公示纠错)

企业发现其公示的年度报告信息存在错误、遗漏的, 可以申请更正, 更正前后内容同时公示。因信息错误、遗漏引起的法律责任由企业承担, 企业对其申请更正内容的真实性、合法性负责。

企业年度报告公示信息应当在年度报告期间内修改。

第九条 (信息异议处理)

任何单位和个人发现依照本办法第四条公示的信息存在隐瞒真实情况、弄虚作假情形的, 可以向负责该企业登记的工商行政管理机关反映, 由工商行政管理机关依法处理。

第十条 (信息共享)

任何单位和个人可以通过企业信用信息公示系统, 在网上查阅企业年度报告公示信息。

相关政府部门可以通过上海市法人信息共享与应用系统, 信用征信机构可以通过政府公共信用信息服务平台查阅企业年度报告等相关信息。

第十一条 (监督检查)

工商行政管理机关对企业年度报告公示内容进行抽查, 发现企业存在隐瞒真实情况、弄虚作假情形的, 应当依法处理。

(一) ログイン。企業は上海市工商行政管理局ポータルサイト(www.sgs.gov.cn)にログインし、「法人一証通」デジタル証書を用いてユーザーページにログインする。

(二) 記入。企業はユーザーページにログインした後、「年度報告記入」ボタンをクリックする。ネットワーク申告システムは自動的に企業年度報告フォームを表示する。企業報告は企業がオンラインで記入する。

(三) 報告。企業は記入内容の正確性、完全性を確認した後、「提出」ボタンをクリックする。

(四) 公示。企業年度報告提出後、関連年度報告は企業情報公示システムにおいて社会に公示される。

企業が年度報告を報告するにあたり費用を納める必要はない。

第八条 (情報公示修正)

企業がその公示した年度報告情報に誤りや遺漏の存在を発見した際は更正を申請でき、更正前後の内容は同時に公示される。情報の誤りや遺漏が引き起こした法律責任は企業が負担し、企業はその更正申請内容の真実性、合法性に責任を負う。

企業年度報告公示情報は年度報告期間内に修正を行わねばならない。

第九条 (情報異議処理)

いかなる単位、個人も本弁法第四条に基づいて公示した情報に真実を隠蔽する状況や虚偽の状況を発見した場合は、当該企業登記の責任を負う工商行政管理機関に通報を行うことができ、工商行政管理機関は法に従って処理を行う。

第十条 (情報共有)

いかなる単位、個人も企業信用情報公示システムを通じてネット上で企業年度報告公示情報を閲覧できる。

関連政府部門は上海市法人情報共有および応用システムを通じて、信用調査機構は政府公共信用情報サービスプラットフォームを通じて企業年度報告等の関連情報を閲覧できる。

第十一条 (監督検査)

工商行政管理機関は企業年度報告公示内容に対して抽出検査を行い、企業が真実を隠蔽する状況や虚偽の状況を発見した場合は、法に従って処理を行わねばならない。

抽查的具体办法由工商行政管理机关另行规定。

第十二条（法律后果）

工商行政管理机关将未按规定期限公示年度报告的企业载入经营异常名录，并在企业信用信息公示系统向社会公示。

企业自被载入经营异常名录之日起三年内履行年度报告公示义务的，可以申请恢复正常记载状态；连续三年未履行年度报告公示义务的，工商行政管理机关将其永久载入经营异常名录，不得恢复正常记载状态，并列入严重违法违规企业名单（“黑名单”）。

第十三条（信用监管）

企业被载入经营异常名录以及对此负有个人责任的法定代表人（负责人）的信息，纳入企业信用监管体系。

对被永久载入经营异常名录的企业负有个人责任的法定代表人（负责人），自企业被永久载入经营异常名录之日起三年内，不得担任其他企业的法定代表人（负责人）。该企业法定代表人（负责人）证明其不负有个人责任的除外。被永久载入经营异常名录的企业，列入严重违法违规企业名单（“黑名单”），并在企业信用信息公示系统向社会公示。

第十四条（有关用语解释）

本办法中“法定代表人（负责人）”，是指法人企业“法定代表人”、非法人企业“负责人”、合伙企业“合伙人”或“执行事务合伙人”、个人独资企业“投资人”，以及企业分支机构“负责人”。

第十五条（实施时间）

本办法自印发之日起施行。

抽出の具体的な方法は工商行政管理機関が別途規定する。

第十二条（法的結果）

工商行政管理機関は規定の公示年度報告期限に従わない企業を経営異常リストに記載し、併せて企業信用公示システムにて社会に公示する。

企業は経営異常リストに記載された日から起算して3年以内に年度報告公示義務を履行した場合は、正常記載状態への回復を申請できる。3年連続で年度報告公示義務を履行しない場合、工商行政管理機関はそれを永久に経営異常リストに記載し、正常記載状態に回復することはできず、併せて嚴重法規違反企業リスト（「ブラックリスト」）に記載する。

第十三条（信用監督管理）

経営異常リストに記載された企業とそれについて個人責任を負う法定代表者（責任者）の情報は、企業信用監督管理体系に登録する。

永久に経営異常リストに記載された企業に個人責任を負う法定代表者（責任者）は、企業が永久に経営異常リストに記載された日から起算して3年以内の間、他の企業の法定代表者（責任者）を務めることはできない。その企業法定代表者（責任者）が個人責任を負わないことを証明できる場合は除く。永久に経営異常リストに記載された企業は、嚴重法規違反企業リスト（「ブラックリスト」）に記載し、併せて企業信用情報公示システムにおいて社会に公示する。

第十四条（関連用語解説）

本弁法内の「法定代表者（責任者）」とは法人企業の「法定代表者」、非法人企業の「責任者」、パートナーシップ企業の「パートナー」あるいは「事務執行パートナー」、個人独資企業の「投資者」および企業分支機構の「責任者」を指す。

第十五条（実施時期）

本弁法は印刷発行の日から施行する。

中国（上海）自由贸易试验区企业经营异常名录管理办法（试行）

第一条（目的依据）

为进一步转变政府职能，健全市场监管体制，强化社会监督，依据《中华人民共和国公司法》、《中国（上海）自由贸易试验区总体方案》、《中国（上海）自由贸易试验区管理办法》和《国家工商行政管理总局关于支持中国（上海）自由贸易试验区建设的若干意见》的有关规定，结合中国（上海）自由贸易试验区（以下简称试验区）实际，制定本办法。

第二条（适用范围）

试验区内领取营业执照的企业法人、非法人企业及其分支机构（以下统称企业）的经营异常名录管理，适用本办法。

第三条（定义）

本办法所称企业经营异常名录，是指工商行政管理机关将企业未在规定期限内公示年度报告或通过住所（经营场所）无法与企业取得联系的情形汇集成名录，通过上海市工商行政管理局门户网站（www.sgs.gov.cn）的企业信用信息公示系统向社会予以公示。

第四条（管理机关）

工商行政管理机关记载由其登记的企业经营异常名录。

第五条（记载内容）

经营异常名录的记载内容包括企业名称、注册号、法定代表人（负责人）姓名、记载决定时间以及记载事由。

第六条（载入情形）

工商行政管理机关应当将有下列情形之一的企业载入经营异常名录：

- （一）未按规定期限履行年度报告公示义务的；
- （二）通过住所（经营场所）无法联系的。

中国（上海）自由贸易试验区企业经营异常名录管理办法（试行）

第一条（目的依据）

さらに政府の職能を転換し、市場の管理監督体制を健全化し、社会監督を強化するため、「中華人民共和国会社法」「中国（上海）自由貿易試験区全体方案」「中国（上海）自由貿易試験区管理弁法」および「国家工商行政管理総局の中国（上海）自由貿易試験区建設を支持する若干意見」の関連規定に基づき、中国（上海）自由貿易試験区（以下「試験区」）の実態に合わせ、本弁法を制定する。

第二条（適用範囲）

試験区内で営業許可証を取得する企業法人、非法人企業およびその分支機構（以下すべて「企業」）の経営異常リスト管理は本弁法を適用する。

第三条（定義）

本弁法にいう企業経営異常リストとは、工商行政管理機関が、規定期限内に公示年度報告を行わない企業或いは住所（経営場所）を通じて連絡を取れない企業の状況を収集してリスト化し、上海市工商行政管理局ポータルサイト（www.sgs.gov.cn）の企業信用情報公示システムにおいて社会に公示するものを指す。

第四条（管理機関）

工商行政管理機関がその登記する企業の経営異常リストを記載する。

第五条（記載内容）

経営異常リストの記載内容は企業名称、登録番号、法人代表者（責任者）姓名、記載決定時間および記載事由を含む。

第六条（記載状況）

工商行政管理機関は以下の状況のいずれかに該当する企業を経営異常リストに記載する。

- （一）規定の期限どおりに年度報告公示義務を履行しない；
- （二）住所（経営場所）を通じて連絡が取れない。

第七条（住所或经营场所确认）

工商行政管理机关应当现场检查下列企业住所（经营场所），在现场未能联系到企业的，应当通过向住所（经营场所）邮寄确认函予以确认。

（一）企业新设立或者变更住所（经营场所）的；

（二）工商行政管理机关在登记管理过程中通过住所（经营场所）无法联系企业的；

（三）公民、法人或其他组织反映通过住所（经营场所）无法联系的。

第八条（邮寄送达）

自住所（经营地址）确认函挂号寄出之日起15日内，企业将法定代表人（负责人）签收或加盖公章的住所（经营场所）确认函交回工商行政管理机关的，视为已取得联系；逾期未交回的，视为通过住所（经营场所）无法联系。

第九条（载出情形）

企业自被载入经营异常名录未满三年且符合下列情形之一的，可以向负责该企业登记的工商行政管理机关申请载出经营异常名录，恢复正常记载状态：

（一）因未按规定期限公示年度报告被载入经营异常名录，已履行公示年度报告义务的；

（二）因通过住所（经营场所）无法联系被载入经营异常名录，已办理住所（经营场所）变更登记；或向工商行政管理机关提出异议并提供证明材料，经查证属实的。

第十条（载出申请）

企业向工商行政管理机关申请载出经营异常名录，应当提交申请表及相关材料，并对申请材料内容的真实性负责。

第十一条（载出名录）

工商行政管理机关对企业提出的载出申请进

第七条（住所あるいは経営場所の確認）

工商行政管理機関は以下の企業の住所（経営場所）を現場検査せねばならない。現場で企業と連絡が取れない場合は、住所（経営場所）に確認書を郵送し確認をしなければならない。

（一）企業が新規設立あるいは住所（経営場所）を変更する場合；

（二）工商行政管理機関が登記管理の過程において住所（経営場所）を通じて企業と連絡が取れない場合；

（三）公民、法人あるいはその他組織から住所（経営場所）を通じて連絡が取れないとの通報があった場合；

第八条（郵送通知）

住所（経営場所）確認書書留通知が発送されてから起算して15日以内に、企業は法定代表者（責任者）がサイン或いは押印した住所（経営場所）確認書を工商行政管理機関に返送した場合には、連絡が取れたものと看做す。期限を経過しても返信がない場合は、住所（経営場所）を通じた連絡が取れないと看做す。

第九条（記載抹消状況）

企業が経営異常リストに記載されて3年未満かつ以下の状況のいずれかに合致する場合には、当該企業登記の責を負う工商行政管理機関に対し経営異常リストの記載抹消、正常記載状態への復帰を申請できる。

（一）規定期限内に公示年度報告を行わなかったために経営異常リストに登録され、既に公示次年度報告義務を履行した場合；

（二）住所（経営場所）を通じて連絡が取れなかったために経営異常リストに記載され、既に住所（経営場所）変更登記を行った、或いは工商行政管理機関に意義を提出し、あわせて証明資料を提供し、検査の結果事実が証明された場合。

第十条（記載抹消申請）

企業が工商行政管理機関に経営異常リストの記載抹消を申請する際は、申請表および関連資料を提出し、併せて申請資料内容の真実性に責任を負う。

第十一条（リストからの記載抹消）

工商行政管理機関は企業が提出する記載抹消申請に対して

行审核，符合本办法第九条所列情形的，应当将企业载出经营异常名录，恢复正常记载状态。

工商行政管理机关将企业载出经营异常名录后，载入和载出信息记录在企业信用信息公示系统予以公示。

第十二条（永久载入及告知）

企业连续三年被工商行政管理机关载入经营异常名录的，应当永久载入。

工商行政管理机关将企业永久载入经营异常名录之前，应当通过企业信用信息公示系统发布公告，告知企业拟永久载入经营异常名录的事实、理由及依据。

第十三条（载入异议）

自工商行政管理机关发布拟永久载入经营异常名录公告之日起 30 日内，企业有符合本办法第九条所列情形且工商行政管理机关作出决定载出经营异常名录的，不予永久载入经营异常名录。

第十四条（永久载入决定）

自工商行政管理机关发布拟作出永久载入经营异常名录公告之日起满 30 日，且无本办法第十三条所列情形的，工商行政管理机关应当将企业永久载入经营异常名录。

工商行政管理机关应当通过企业信用信息公示系统公示企业被永久载入经营异常名录信息。

第十五条（信用监管）

被载入经营异常名录的企业以及对此负有个人责任的法定代表人（负责人）的信息，纳入企业信用监管体系。

工商行政管理机关应当将被永久载入经营异常名录的企业列入严重违法违规企业名单（“黑名单”），并在企业信用信息公示系统向社会公示。

对被永久载入经营异常名录的企业负有个人责任的法定代表人（负责人），自企业被永久

審査を行い、本弁法の第九条の状況に合致する場合には、企業を経営異常リストから記載抹消し、正常記載状態を回復しなければならない。

工商行政管理機関は企業を経営異常リストから記載抹消した後、記載及び記載抹消の記録を企業信用情報公示システムにおいて公示する。

第十二条（永久記載及び告知）

企業が連続 3 年工商行政管理機関によって経営異常リストに記載された場合、永久記載となる。

工商行政管理機関は企業を経営異常リストに永久記載する前に、企業信用情報公示システムを通じて公告を發布し、企業を永久に経営異常リストに記載予定であるとの事実、理由及び根拠を告知しなければならない。

第十三条（記載異議）

工商行政管理機関が経営異常リストへの永久記載予定を發布してから起算して 30 日以内に、企業が本弁法第九条に記載する状況に合致し且つ工商行政管理機関が経営異常リストからの記載抹消を決定した場合、経営異常リストへの永久記載は行わない。

第十四条（永久記載決定）

工商行政管理機関が経営異常リストへの永久記載予定を發布してから起算して 30 日が経過し、且つ本弁法第十三条に記載する状況にない場合、工商行政管理機関は企業を経営異常リストに永久記載しなければならない。

工商行政管理機関は企業信用情報公示システムを通じて企業が永久に経営異常リストに記載された情報を公示せねばならない。

第十五条（信用監督管理）

経営異常リストに記載された企業及びそれについて個人責任を負う法定代表者（責任者）の情報は、企業信用監督管理体系に登録する。

工商行政管理機関は経営異常リストに永久記載した企業を嚴重法規違反企業リスト（「ブラックリスト」）に記載し、あわせて企業信用情報公示システムにおいて社会に公示しなければならない。

経営異常リストに永久に記載された企業に個人責任を負う法定代表者（責任者）は、企業が永久に経営異常リストに

<p>载入经营异常名录三年内，不得担任其他企业法定代表人（负责人）。</p>	<p>記載された日から起算して3年以内は、他の企業の法定代表者（責任者）を務めることはできない。</p>
<p>第十六条（記載撤銷） 工商行政管理机关对载入经营异常名录或者永久载入经营异常名录有誤的，经核实后，应当撤銷载入或者撤銷永久载入经营异常名录，并在企业信用信息公示系統取消記載内容和载入记录。</p>	<p>第十六条（記載取消） 工商行政管理機關の經營異常リスト記載あるいは經營異常リスト永久記載に誤りがある場合、事實確認を経て、經營異常リストへの記載取消あるいは永久記載取消を行わねばならず、併せて企業信用情報公示システムの記載内容及び記載記録を取消す。</p>
<p>第十七条（法律責任） 工商行政管理机关及其工作人员在载入经营异常名录或者永久载入经营异常名录工作中濫用职权、玩忽职守、徇私舞弊的，以及利用载入经营异常名录或者永久载入经营异常名录的工作，索取或者收受他人财物或者谋取其他利益的，对直接负责的主管人员和其他责任人员，依法依紀追究相应責任。</p>	<p>第十七条（法律責任） 工商行政管理機關およびその業務員が經營異常リストへの記載あるいは經營異常リストへの永久記載業務において職權濫用、職務怠慢、公私混同を行い、經營異常リストへの記載あるいは經營異常リストへの永久記載業務において他人の財物を要求あるいはその他の利益を得ることを図った場合には、直接の責任を負う主管人員およびその他の責任者に対し、法律法規に基づき相応の責任を迫及する。</p>
<p>第十八条（有关用語解釋） 本办法中“住所（經營場所）”，是指经依法登記并載于營業執照的法人企业“住所”、非法人企业“營業場所”、合伙企业“主要經營場所”、个人独资企业“住所”，以及企业分支机构“營業場所”。 本办法中“法定代表人（負責人）”，是指法人企业“法定代表人”、非法人企业“負責人”、合伙企业“合伙人”或“执行事务合伙人”、个人独资企业“投資人”，以及企业分支机构“負責人”。</p>	<p>第十八条（関連用語解説） 本弁法内の「住所（經營場所）」とは法に基づいて登記され營業許可証に記載された法人企業の「住所」、非法人企業の「營業場所」、パートナーシップ企業の「主要營業場所」、個人独资企業の「住所」および企業分支機構の「營業場所」を指す。 本弁法内の「法定代表者（責任者）」とは法人企業の「法定代表者」、非法人企業の「責任者」、パートナーシップ企業の「パートナー」あるいは「事務執行パートナー」、個人独资企業の「投資人」および企業分支機構の「責任者」を指す。</p>
<p>第十九条（實施時間） 本办法自印发之日起施行。</p>	<p>第十九条（實施時間） 本弁法は印刷発行の日から施行する。</p>

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行（中国）トランザクションバンキング部】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくご願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室

上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亞大厦22階 照会先：森田直樹 TEL021-6888-1666 ext.4228